

# 「中高層建築物紛争予防条例」

## 近隣住民への説明内容の区への報告義務など 7/1(月)施行を改正

中高層建築物の建築紛争を未然に防止するため、「江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を一部改正します。

○主な改正点

- 紛争の防止および解決のため、設計者等は建築主に協力すること
- あつせん・調停の手続は非公開

説明会等の方法

新基準(7/1(月)~適用)	
延べ面積が3,000㎡を超え、かつ高さが20mを超える建築物	説明会による説明
上記を除き高さが10mを超える建築物	説明会または戸別訪問による説明

標識設置時期(確認申請等の受付日前の日数)

新基準(10/1(火)~適用)	
延べ面積が3,000㎡を超え、かつ高さが20mを超える建築物	90日前
延べ面積が2,000㎡を超え、かつ高さが10mを超える建築物	60日前
延べ面積が500㎡を超え、かつ高さが10mを超える建築物	30日前
上記を除き高さが10mを超える建築物	15日前

○公表対象の条例違反要件の追加  
あわせて「江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則」を見直し、標識設置時期や説明会等の方法を別表のとおり改正します。

条例および施行規則の施行は、7月1日(月)です(但し、標識設置時期の改正は10月1日(火)となります)。

現在、中高層建築物の建築計画がある方や事業主の方は、ホームページで改正内容・手続きの詳細を確認するか、お問い合わせください。

☎(3647)9767



# 特別徴収が始まる方へ(年金からの差し引き)

特別徴収(年金からの差し引き)が4月・6月に始まる方に対し、平成25年度保険料の仮徴収額通知書を4月中にお送りします。今回お知らせする仮徴収額は、平成25年度の課税所得額がまだ確定していないため、昨年度の課税所得額をもとに仮計算したものです。課税所得額が決定する6月に改めて計算し、保険料を支えられています。

6月中旬に65歳以上の被保険者全員に「介護保険料額決定通知書」をお送りします。

すでに特別徴収となっている方の4・6月の保険料額は、2月と同額となります。

介護保険は、皆さんの納める保険料で支えられています。

# 4月から区の組織を一部変更

## 土木部などで組織改編

4月から、区の組織を一部変更します。変更される部署は次のとおりです。

**区民部制度変更に伴い 外国人登録係を廃止**

外国人登録制度廃止に伴い、区民課の外国人登録係を廃止します。住民記録係および証明係で業務を引き継ぎます。

☎(3647)3162

**環境清掃部 許可事務の所管変更に伴う係の廃止**

一般廃棄物処理業等の許可事務が東京二十三区清掃協議会での共同事務となったことに伴い、清掃リサイクル課許可・指導係を廃止します。

☎(3647)3164

**福祉部 社団法人の認可と指導を担当する指導係を新設**

福祉課に、社会福祉法人の認可と指導を行う指導係を新設します。合わせて介護事業者の指導も担当し、介護保険課事業者指導係は廃止します。

☎(3647)9532

**土木部 土木関連施設の保全業務を集約**

施設保全課を新設し、土木関連施設の保全業務を集約します。道路、公園、緑化推進等の事業についても、組織を整理します。組織改正に伴う主な窓口変更は次のとおりです。

☎(3647)9181

**建設行為の際の緑化指導、緑化助成申請など管理課CIG推進係へ(防災センター3階3番)**

**「みどりのボランティア活動支援」施設保全課庶務係へ(道路事務所内)**

**「私道防犯灯助成事務」施設保全課照明・設備係へ(道路事務所内)**

☎(3647)9627

**教育委員会事務局 学校施設の計画的な整備を推進**

学校施設課に施設計画係を新設し、学校施設の計画的な整備を図ります。

☎(3647)8543

平成25年度土木部組織改正(改正前)

管理課
道路課
水辺と緑の課
みどり推進担当課長
交通対策課
特命担当課長

(改正後)

管理課
道路課
河川公園課(名称変更)
施設保全課(新設)
交通対策課
地下鉄8号線事業推進担当課長

老齢・退職年金、障害年金および遺族年金を年額18万円以上受給している方は、保険料を特別徴収で納めていただきます。ただし、65歳になったばかりの方、他の区市町村から江東区へ転入された方等は、しばらくの間、普通徴収(納付書や口座振替による納付)で納めていただきます。また、年金の受給額が年額18万円未満の方等も、普通徴収により納めていただきます。納付書は6月中旬にお送りします。

**保険料の支払いが困難な方は相談を**

保険料を滞納していると、その滞納期間に応じて、介護サポーター6階5番

☎(3647)9493

**徴収嘱託員が訪問**

徴収嘱託員が保険料未納世帯を直接訪問します。土・日曜、祝日も保険料の徴収に伺います(嘱託員は身分証を携帯しています)。

外出が困難な方には自宅まで徴収に伺いますので、介護保険課までご連絡ください。

☎(3647)9493

**ビスを利用する際に、利用者負担が1割から3割に引き上げられるなどの措置が取られる場合があります。保険料を分割してお支払いいただく方法等がありますので、ぜひご相談ください。**

☎(3647)8543

☎(3647)8543

☎(3647)8543

☎(3647)8543

☎(3647)8543

こうとう区報3月21日号3面「中小企業融資制度 利率の引き下げ等一部を変更」に誤りがありました。表中、創業支援資金の利子補助率【誤】1.4%→【正】1.6%、本人負担率【誤】0.7%→【正】0.5%となります。お詫びして訂正いたします。

凡例 時日時 場所 集集合 対象 定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール